

◆資源・環境対策事業

羽地・今帰仁資源管理への取り組み

水産業改良普及センター本部駐在 吉田聡

1. 目的

今帰仁・羽地海域は、ハマフエフキの好漁場であったが、資源の減少が顕著となったため、資源の回復に向け、平成12年に羽地漁業協同組合と今帰仁漁業協同組合が協力し、羽地・今帰仁漁協資源管理委員会を設置した。

当時は、ハマフエフキの幼魚（特に1歳魚）を多く漁獲していたため、その保護を目的として、幼魚の多く集まる2海域を保護区（425ha）とする資源管理が始まった。

また、この取り組みは本県の優良事例となる同取り組みであることから、取組の支援を行う。

2. 方法

運天漁港沖と屋我地島沖においてハマフエフキ（タマン）の保護区を設定、8月1日～11月30日の4ヶ月間を禁漁期間とし、この期間内は保護区域内における全魚種全漁法による採捕を一切禁止とした。

また、両漁協では、7月末日までに保護区を示すブイを設置し、8月1日から担当者による徹底した密漁防止のための監視活動を実施した。

3. 結果

保護区の資源管理を円滑に実施するため、平成25年7月26日に名護市21世紀の森体育館にて第1回の資源管理合同委員会が開催された。今回は役員の改選でメンバーが大幅に入れ替わりとなったが、引き続き資源管理を行う事が確認された。また、取り組みを広く周知するため、例年同様に名護市、大宜

味村、今帰仁村の協力を得て、各広報誌への掲載を行い、地元住民への協力呼びかけを行うこととした。

平成25年12月9日に名護市羽地地区センターにおいて、第2回合同会議を開催し、今年度の活動状況、次年度計画について羽地、今帰仁漁協の各担当者より報告された。周知徹底により両漁協ともに禁漁期間中の違反は見られないようであった。また、会議終了後に水産海洋技術センターの太田主任研究員より産卵期の魚類行動について情報提供が行われた。

4. 考察

今帰仁・羽地海域の資源管理の取り組みは今年で14年目を迎えるが、漁業者の参加も積極的で、保護期間中の違反も見られないことから、取り組みの効果は大きいと考えられる。

このため関係市村、漁協とも連携し、より一層の支援が必要であると考えます。



第2回合同会議の様子